

# 尼崎市総合計画

(仮称)まちづくり基本計画(素案)

【構成】

	ページ
1 策定の趣旨	2
施策の方向性を示す	2
各主体の役割分担の考え方を示す	2
計画の進め方を示す	2
2 計画の期間	2
3 施策体系	3
マトリックス型の施策体系	3
施策名称とねらい	5
4 施策別の取組（各論）	7
・施策の見方	7
・施策ごとの取組（23施策）	9
・ありたいまちに向けた各施策の取組一覧（施策マトリックス詳細版）	11
5 計画において重視する視点	14
「ありたいまち」を考える視点	14
計画において重視する視点	15
重視する視点を踏まえた取組	18
6 自治体運営	19
財政健全化の取組	19
（収入の向上に向けた取組、財政規律の確保、 将来負担を見据えるとともに社会情勢の変化に備える取組）	
行政改革の取組	19
（仕事に取り組む視点、行政組織、人材育成、行政情報の発信、 市民の市政参画の促進）	
7 計画の推進	21
施策の進捗管理	21
施策の重点化等	21
8 共通する基本的事項に関する考え方	23
人口	23
土地利用	23

## 1. 策定の趣旨

まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政が、「まちづくりの方向」を共有し、それぞれの能力を発揮するとともに、お互いに足りないところを補いあいながら、力を合わせて取り組んでいくことが大切です。

まちづくり基本計画は、こうしたまちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」の考え方に沿って、「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを進めていくための取組を示すものです。

### (1) 施策の方向性を示す

まちづくりの様々な分野ごとに、「ありたいまち」に近づくための課題と取組の方向性を、行政の「施策」として示しています。

### (2) 各主体の役割についての考え方を示す

行政が「施策」として取り組むことを中心としていますが、あわせて市民の意見を取り入れながら、市民や事業者の皆さんができることや、また、その活動に対して行政として支援できることも含めて示しています。

今後、ともに力を合わせながら「ありたいまち」を目指してまちづくりを進めていくにあたって、この計画が、市民・事業者の皆さんにも、それぞれができることや役割について考えていただくきっかけとなるよう取り組んでいきたいと考えています。

### (3) 計画の進め方を示す

計画を着実に進めていくための考え方を示すとともに、行政として計画を進めるうえで重視する視点や、自律的な自治体運営を持続していくための考え方を示しています。

## 2. 計画の期間

平成25年(2013年)から平成29年(2017年)までの5年間とします。

社会経済情勢の変化に対応していくため、計画期間をまちづくり構想前半の5年間とし、「ありたいまち」を目指した取組の方向性や効果を検証したうえで、後期計画の策定に引き継ぎます。

### 3. 施策体系

#### マトリックス型の施策体系

まちづくり基本計画では、まちづくりの様々な分野において、行政が「ありたいまち」の実現に向けて行う取組を「施策」として示します。

まちづくり構想に示す4つの「ありたいまち」は、いずれも複数の施策に関係するテーマです。

まちづくり基本計画では、それぞれの施策と4つの「ありたいまち」との関連性を示し、その実現に向けて、各施策がどのように貢献していくのかを明らかにするために、施策の体系を4つの「ありたいまち」に基づいたマトリックス形式で表しています。

そうすることで、施策に取り組んでいくにあたって、それぞれの施策がどの「ありたいまち」に関係するのかを示すとともに、個々の施策間で連携することを意識しながら、まちづくりを効果的に進めていけるよう考慮しています。

マトリックス概念図貼付（マトリックスの見方の説明図）

4つの「ありたいまち」と各施策の関係（施策体系マトリックス）

仮貼付(各論シートに基づき、あらためて整理する。)

施策マトリックスイメージ

総合計画策定本部  
企画推進C会議 資料

	人が育ち、互いに支えあうまち	健康、安全・安心を 実感できるまち	地域の資源をいかした 活力あるまち	次の世代に負担を残さず、 よりよい明日をつないでいくまち
地域		[市民活動] [地域コミュニティ] [防犯・消費生活]		
環境	[環境保全]		[環境保全]	
文化	[文化・交流]		[文化・交流] [地域の歴史]	
福祉	[地域福祉]	[高齢者支援] [障害者支援] [社会保障]		[社会保障]
保健	[地域保健]	[健康支援]		
子育て	[青少年の健全育成]	[子育て支援]		
産業		[産業振興] [商業振興] [雇用対策]	[企業立地]	
教育	[生涯学習] [学校教育] [人権尊重]			
基盤		[下水道] [上水・工水] [公共交通]	[住環境の改善] [都市基盤]	[下水道] [上水・工水] [公共交通]
その他	[行政組織・人材育成]	[救急・防災] [情報の活用・発信]		[行政運営] [行政組織・人材育成]

「5. 計画において重視する視点」との関係性を簡単に説明する。

## 施策のねらい

計画を構成する施策分野の名称とそれぞれの施策のねらいを一覧にしたものです。

	施策名称	施策のねらい
1	多様な主体が支えあう地域づくり	立場や特性の異なる様々な主体(市民、市民活動団体、事業者、行政)が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもと連携し、自治意識を高め、相乗効果を上げながら、より良い地域社会、くらしやすいまちを実現します
2	【未定稿】 「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現	人権教育や啓発活動、男女共同参画社会づくりに関する取組みを推進することで、市民がさまざまな人権問題に関する事例や普遍的な人権の概念などについて学び、社会において主体的に参加・参画していくことで、市民が本市のまちづくりに積極的な係わりをもつようになるとともに、すべての人が、その個性と能力を十分に発揮できるようにします。
3	持続可能な環境と共生するまちづくり	地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生物多様性の保全・育成、環境負荷への低減などに市民、事業者、行政が一体となって取り組み、未来の子供たちや動植物が良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「持続可能な環境と共生するまち」の実現を目指します。
4	安定した医療保険・年金制度の運営を目指して	予期しない病気やけがに遭っても、安心して医療が受けられるよう国民健康保険等に関する制度について、市民に一層の周知を行うとともに、各制度の安定的な運営を行っていくため国及び県など関係機関と連携を図りながら、長期的に安定した制度の運営を目指します。
5	地域の魅力を磨き、人を呼び集めるまちづくり	多様な文化や文明を背負う人々にまちが開かれ、自由に活動できる空間となっている。そこは、新たなものを生み出す創造力と活力にあふれ、働きたい、働きたい、住みたいと思える魅力あるまちの実現を目指します。
6	安心できる安全で豊かな消費生活の実現	情報化やグローバル化の進展といふ社会の変化により、商品やサービス、取引形態が多様化し、消費者問題が複雑化している中において、消費生活に関心を持つ市民自身の備えと行政のサポートにより、消費活動における安全・安心の確保を目指していきます。また、地方卸売市場において、商品流通の活性化や施設の高度化に取り組むほか、将来を見据えた経営戦略的視点に立った市場運営により、生鮮食品の「安全・安心」と「安定供給」の確保に努め、これらの取組を通じて、市民が安心できる安全で豊かな消費生活の実現を目指します
7	【未定稿】 地域福祉	地域に住むすべての人がその人が望むその人らしい生活を地域で送り続けながら、安全に暮らすことができ、安心して孤立することなく暮らせるまちとするため、市民が主体的な関心を持ち、事業者や市とともにみんなが地域福祉を育むことによって、「誰もがその人らしく暮らせる地域福祉社会の実現」を目指します。
8	生活支援	-
9	【未定稿】 障害者が自立し地域で暮らせる社会の実現	共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」と生涯の全ての段階で身体的、精神的、社会的な自立と参加を目標とする「リハビリテーション」の考え方に基づき、誰もが地域の中で豊かに生活し、地域との関わりの中で、自立して過ごせる支え合いのまちづくりといった人間尊重の視点に立った施策の推進により、障害のある人の地域での自立生活と共生社会の実現を目指す。
10	【未定稿】 高齢者が安心して暮らせる地域社会の構築	高齢者の生活様式や考え方や価値観は今後ますます多様化していくと考えられます。こうした新たな価値観を持った高齢者像を念頭に置き、「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築」を目指します。
11	【未定稿】 すべての人がいきいきと健康に安心して暮らせるまちづくりの推進	市民が健康や保健医療についての正しい知識を持ち、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みながら、心身ともに健康に生涯を通じていきいきと暮らせるまち、ライフステージやその人々に応じた適切な保健医療サービスを安心して受けられるまち、すこやかな生活環境で生涯にわたって安心して過ごせるまちを目指します。
12-1	【未定稿】 子どもが健やかに育つ環境の創出	すべての大人が、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指します。
12-2	【未定稿】 安心して子育てできる環境の創出	子育てに関する悩みや負担感を持っている保護者が、身近な地域で相談できるとともに、地域とのつながりが広がるよう世代を超えて地域で子育てを支えていく仕組みを構築し、安心して子どもを生み育てることができるまちの実現を目指します。

- ・記載内容は、もう少し要約する。
- ・施策名称や文章表現等について、横並びを調整する。

	施策名称	施策のねらい
13	【未定稿】 青少年の健全育成	豊かな人間性や社会性をはぐくみ、また青少年自らが主体的に生きていく力を高めるよう、すべての青少年を対象に、青少年の視点を踏まえ、地域住民、事業者等と協働して取り組みを行い、「青少年の健やかな育ちを支えるまち」を目指します。
14	(ほぼ確定) 多様で活気あふれる事業活動の促進	本市はものづくりのまちとして発展し、様々な技術や人材が集積しています。高度な技術や付加価値の高い製品の開発支援、また、企業間の連携支援を通じて、事業活動が活発に行われることを促進し、行政、市民、事業者が一丸となった積極的なまちづくりにより地域の活性化を図ります。
15	(ほぼ確定) にぎわいの創出による商業の活性化	地域ニーズに対応した市場・商店街を活性化させ、地域コミュニティの活性化を図るとともに、人、もの、情報が活発に交流することによるにぎわいを創出します。
16	ものづくり産業の集積と活性化	新たな企業立地や既存企業の事業高度化を促すことで多種多様な産業集積を維持するとともに、更なる地域産業の活性化を図ることにより「魅力あるものづくり産業のまち」の実現を目指します。また、設備投資の促進による環境負荷の低減など自然環境との調和、及び地域の景観に配慮した取組みを推進することにより「環境とものづくり産業が共生するまち」の実現を目指します。
17	雇用機会の確保と就労支援の促進	市民が自立した生活を送るためには、働くことにより安定した生活基盤を築くことが不可欠です。そのためには、多様な働き方の創出と働く機会にめぐり合うための支援を行います。また、市内企業にとって将来を担うべき人材の確保ができるよう支援していきます。
18	快適で暮らしやすい住環境の形成	身近な地域の住環境の向上に向けた取組による、良好な住環境の創出や保全により、魅力あるまちなみを形成し、市民が安心して住み続けられる快適で暮らしやすい住環境の形成の実現を目指します。
19	市民生活を支える安全・安心な空間の創出	既存の社会基盤を最大限活用するとともに、必要な整備や、計画的・効率的な維持管理による安全性の確保、防災対策などへの意識向上に対する啓発等に取り組みます。また、道路ネットワークの強化、円滑な交通の確保、持続可能な地域交通体系の構築、治水機能の強化、密集市街地の改善などにより、災害に強く、利便性と安全性が確保されたまちを目指します。
20	消防・防災体制の充実強化	自然環境の高度化に伴う大規模化・中高層化に伴う災害形態の変化、高齢化の進行に伴う救急需要の増加及び情報通信の高度化等急速に変動する社会情勢によって、災害のあり様も複雑多様化しています。このような状況下で、災害による被害を最小限に食い止め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、消防・防災体制を強化するとともに、行政と市民が強く連携し、日常の災害や大規模災害に立ち向かう地域防災力を身に付けたまちの実現を目指します。
21	【未定稿】 地域の歴史遺産の保存と活用	市民が、地域の歴史に関心を持ち、市内に現存している数多くの史跡・文化財に親しむことにより、地域への理解を深め、わが町尼崎に対する愛着や誇りを育むことを目指します。また、市民共有の貴重な財産である文化財を保存し、次世代に引き継いでいくとともに、本市の歴史や文化財の魅力を広く情報発信することにより、数多くの人に尼崎の良さをPRするよう努めます。
22	【未定稿】 学校教育の充実	生きる力を備えた子どもたちを育むために、確かな学力・1の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指す学校教育を展開するとともに、子どもたちが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境の整備・充実に努めます。また、家庭、地域、学校園が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもたちを守り育てていく環境を目指します。
23	【未定稿】 社会教育・スポーツの推進	多様な学習ニーズに対応し、市民が生涯を通して学習に取り組むとともに、学習と交流を通じて地域社会を担う人材を育む環境を整えます。また、その学習成果を市民自らがまちづくりにつなげていくことを目指します。また、子どもから高齢者まで年齢を問わず、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、「気軽に・いつでも・どこでも、安全に」スポーツに取り組む健康な生活を営むことができるよう生涯スポーツの振興に努めます。

## 4. 施策別の取組（各論）

### 各論の構成（施策の見方）

#### 1. 施策のねらい

この施策がめざす将来の尼崎市の姿です。

#### 持続可能な環境と共生するまちづくり

##### 1. 施策のねらい

地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生物多様性の保全・育成、環境負荷への低減などに市民、事業者、行政が一体となって取り組み、未来の子供たちや動植物が良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「持続可能な環境と共生するまち」の実現を目指します。

##### 2. 課題

- ・地球温暖化による気候変動によって、異常気象が多発し生態系への影響など、様々な被害が発生
- ・資源やエネルギーを循環的に利用する循環型社会の構築
- ・都市地域における自然環境の多面的機能保全・育成の推進
- ・生産活動、日常生活、交通等の社会活動から生じる環境への負荷の低減対策
- ・市民、事業者、行政が一体となった持続的な環境保全・創造の仕組みづくり

主なデータ貼付

#### 2. 現状と課題

施策をとりまく現状と課題について整理しています。

尼崎市として活用できる資源などがあれば合わせて記載しています。

##### 3. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人ひとりが環境保全・創造を考える意識を醸成し、行動する人を増やします。</li> <li>・市民、事業者、行政が一体となって取り組みを進めることにより、人と人を繋ぎネットワークの強化や地域コミュニティの醸成を図ります。</li> <li>・取り組みに参加する人が情報を共有するため、広報誌やインターネット、メディアを効果的に活用した情報の発信や集約を行います。</li> </ul>
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心を実感できる良好な環境の保全に努めます。</li> </ul>
(3) 地域の資源をいかした活力あるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の保全・育成の意義や、身近な自然の大切さを認識し地域にある多様な自然環境を保全・創造する活動につなげていきます。</li> <li>・多様な生態系を育む森づくりや運河などの水辺環境の回復・創造、水と緑の回廊づくりに取り組みます。</li> <li>・水、風、緑によるヒートアイランドの抑制などの取り組みを推進します。</li> <li>・地球温暖化対策に貢献する製品の開発や製造・販売、購入を促し、環境と産業の両立を目指します。</li> </ul>
(4) 次の世代によりよい明日をつないでいくまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然エネルギーの利用促進や環境負荷の少ないライフスタイルへの変革、産業のグリーン化などを推進し、持続可能な低炭素型のまちづくりを進めます。</li> <li>・ごみに対する意識を高め、ごみの発生・排出抑制や資源循環の推進を図り、循環型社会と低炭素社会を両立した効率的かつ持続可能なごみ処理システムの構築を図ります。</li> <li>・市民、事業者、行政が一体となって、多様な自然環境を未来にわたって継承するため、持続可能な環境保全・創造の仕組みづくりに努めます。</li> <li>・環境監視及び発生源対策を行い、環境負荷の低減に努めます。</li> </ul>

#### 3. 施策の展開方向

4つの「ありたいまち」のうち、この施策と関係性の高いものについて、それぞれの「ありたいまち」の実現に向け、この施策が「どのように貢献していくか」という視点で、施策を展開していく方向を整理しています。

#### 4. 各主体の役割

施策の展開方向に関する行政の役割を記載しています。

また、市民や事業者の皆さんに期待される役割、その取組が進むように行政が支援することについても記載しています。

たとえば、「行政(市)」の欄に、「( )」などの記載がありますが、これは上段の「市民・事業者等」の欄の「 」の取組の支援などをするための行政の取組をあらわしています。

#### 4. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>地球温暖化の防止や循環型社会の形成などについて学び、自ら行動することを目指します。</p> <p>家庭や事業所での省資源・省エネルギーの取り組みや自然エネルギーの利用を図ります。</p> <p>エコドライブ運動などに取り組み、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>徒歩、自転車、公共交通機関の利用や、壁面緑化や屋上緑化などによるヒートアイランドの抑制に努め、低炭素型まちづくりを進めます。</p> <p>環境に配慮した事業活動や地球温暖化対策に貢献する製品の開発や製造・販売、購入を促進します。</p> <p>多様な自然環境や身近な生き物を大切にすることの生物多様性の保全・育成活動に参加します。</p> <p>ごみの発生・排出の抑制に努め、排出されるものについては資源化、処理による減量化やエネルギー回収に努めます。</p>
行政(市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境活動グループ、事業者、学校と連携し、地球温暖化の防止や循環型社会の形成、環境保全などの啓発活動を推進します。( )</li> <li>・環境に関する常時監視や事業所に対する指導・規制を行います。( )</li> <li>・公共施設への自然エネルギーの率先導入や環境マネジメントシステムによる環境に配慮した事業活動を推進するとともに事業者の環境に配慮した事業活動や環境産業を支援します。( )</li> <li>・多様な自然環境などを活用し、生物多様性に配慮した取り組みを行い、これらの活動を支援します。( )</li> <li>・効率的かつ、持続可能な一般廃棄物の処理システムを構築し、ごみの安定処理とエネルギー回収に努めます。( )</li> </ul>

#### 5. 指標

施策の取組状況を測る「ものさし」として、数字で示される値です。

毎年度の施策評価において、この値の推移を見ながら、施策の展開状況の振り返りを行います。

#### 5. 指標

<b>市民意識</b>	策定時の値： [ ]	取組方向：↗
(指標の解説)		
・市民意識調査において、「生物多様性の言葉の意味を知っている」と回答した市民の割合です。		
<b>二酸化炭素排出量の削減</b>	策定時の値： [ ]	取組方向：↘
(指標の解説)		
・市内での二酸化炭素排出による地球温暖化に対する影響を図るための指標です。		
・本市では、2020年の二酸化炭素排出量を1990年比で15%以上削減することを目指しています。		
<b>市民1人1日あたりのごみの排出量</b>	策定時の値：520[g/人・日]	取組方向：↘
(指標の解説)		
・市民1人1日あたりどれくらい「燃やすごみ」を排出しているかを図る指標です。		
・ごみの発生・排出の抑制やさらなる資源循環の推進を図り、平成21年度実績520(g/人・日)を平成32年度には480(g/人・日)まで減らすことを目指しています。		

#### 6. 分野別計画

尼崎市が策定している個別の計画について、この施策に関連する計画をまとめています。

#### 6. 分野別計画

尼崎市環境基本計画、第2次尼崎市地球温暖化対策地場推進計画、尼崎市環境教育推進基本計画、一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画、尼崎市農業振興計画、緑の基本計画、尼崎21世紀の森構想用語解説

# 持続可能な環境と共生するまちづくり

## 1. 施策のねらい

地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生物多様性の保全・育成、環境負荷への低減などに市民、事業者、行政が一体となって取り組み、未来の子供たちや動植物が良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「持続可能な環境と共生するまち」の実現を目指します。

## 2. 課題

- ・地球温暖化による気候変動によって、異常気象が多発し生態系への影響など、様々な被害が発生
- ・資源やエネルギーを循環的に利用する循環型社会の構築
- ・都市地域における自然環境の多面的機能保全・育成の推進
- ・生産活動、日常生活、交通等の社会活動から生じる環境への負荷の低減対策
- ・市民、事業者、行政が一体となった持続的な環境保全・創造の仕組みづくり

主なデータ貼付

## 3. 施策の展開方向

ありたいまち	展開方向
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人ひとりが環境保全・創造を考える意識を醸成し、行動する人を増やします。</li> <li>・市民、事業者、行政が一体となって取り組みを進めることにより、人と人を繋ぎネットワークの強化や地域コミュニティの醸成を図ります。</li> <li>・取り組みに参加する人が情報を共有するため、広報誌やインターネット、メディアを効果的に活用した情報の発信や集約を行います。</li> </ul>
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心を実感できる良好な環境の保全に努めます。</li> </ul>
(3) 地域の資源をいかした活力あるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の保全・育成の意義や、身近な自然の大切さを認識し地域にある多様な自然環境を保全・創造する活動につなげていきます。</li> <li>・多様な生態系を育む森づくりや運河などの水辺環境の回復・創造、水と緑の回廊づくりに取り組みます。</li> <li>・水、風、緑によるヒートアイランドの抑制などの取り組みを推進します。</li> <li>・地球温暖化対策に貢献する製品の開発や製造・販売、購入を促し、環境と産業の両立を目指します。</li> </ul>
(4) 次の世代によりよい明日をつないでいくまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然エネルギーの利用促進や環境負荷の少ないライフスタイルへの変革、産業のグリーン化などを推進し、持続可能な低炭素型のまちづくりを進めます。</li> <li>・ごみに対する意識を高め、ごみの発生・排出抑制や資源循環の推進を図り、循環型社会と低炭素社会を両立した効率のかつ持続可能なごみ処理システムの構築を図ります。</li> <li>・市民、事業者、行政が一体となって、多様な自然環境を未来にわたって継承するため、持続可能な環境保全・創造の仕組みづくりに努めます。</li> <li>・環境監視及び発生源対策を行い、環境負荷の低減に努めます。</li> </ul>

4. 各主体の役割

市民・事業者等	<p>地球温暖化の防止や循環形社会の形成などについて学び、自ら行動することを目指します。</p> <p>家庭や事業所での省資源・省エネルギーの取り組みや自然エネルギーの利用を図ります。</p> <p>エコドライブ運転などに取り組み、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>徒歩、自転車、公共交通機関の利用や、壁面緑化や屋上緑化などによるヒートアイランドの抑制に努め、低炭素型まちづくりを進めます。</p> <p>環境に配慮した事業活動や地球温暖化対策に貢献する製品の開発や製造・販売、購入を促進します。</p> <p>多様な自然環境や身近な生き物を大切にすることの生物多様性の保全・育成活動に参加します。</p> <p>ごみの発生・排出の抑制に努め、排出されるものについては資源化、処理による減量化やエネルギー回収に努めます。</p>
行政(市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境活動グループ、事業者、学校と連携し、地球温暖化の防止や循環型社会の形成、環境保全などの啓発活動を推進します。( )</li> <li>・環境に関する常時監視や事業所に対する指導・規制を行います。( )</li> <li>・公共施設への自然エネルギーの率先導入や環境マネジメントシステムによる環境に配慮した事業活動を推進するとともに事業者の環境に配慮した事業活動や環境産業を支援します。( )</li> <li>・多様な自然環境などを活用し、生物多様性に配慮した取り組みを行い、これらの活動を支援します。( )</li> <li>・効率的かつ、持続可能な一般廃棄物の処理システムを構築し、ごみの安定処理とエネルギー回収に努めます。( )</li> </ul>

5. 指標

**市民意識** 策定時の値： [ ] 取組方向： ↗

(指標の解説)

- ・市民意識調査において、「生物多様性の言葉の意味を知っている」と回答した市民の割合です。

**二酸化炭素排出量の削減** 策定時の値： [ ] 取組方向： ↘

(指標の解説)

- ・市内での二酸化炭素排出による地球温暖化に対する影響を図るための指標です。
- ・本市では、2020年の二酸化炭素排出量を1990年比で15%以上削減することを目指しています。

**市民1人1日あたりのごみの排出量** 策定時の値：520[g/人・日] 取組方向： ↘

(指標の解説)

- ・市民1人1日あたりどれくらいの「燃やすごみ」を排出しているかを図る指標です。
- ・ごみの発生・排出の抑制やさらなる資源循環の推進を図り、平成21年度実績520(g/人・日)を平成32年度には480(g/人・日)まで減らすことを目指しています。

6. 分野別計画

尼崎市環境基本計画、第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画、尼崎市環境教育推進基本計画、一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画、尼崎市農業振興計画、緑の基本計画、尼崎21世紀の森構想

用語解説

ありたいまちに向けた各施策の取組一覧（施策マトリックス詳細版）

	人が育ち、互いに支えあうまち	健康、安全、安心を実感できるまち
01【地域コミュニティ】	地域課題の解決など公益を目的とした様々な活動が活発に展開されるよう、市民の自主的な活動を支援する。 行政の横断的な連携と協働をコーディネートする機能の充実。	防犯・防災の観点からのコミュニティ形成の必要性。
02【人権尊重】	すべての市民が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会を形成する。 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、さまざまな文化や生活など、多様性を互いに認め合う、「共に生きる社会」の実現に努める。	
03【環境保全】	地球温暖化対策、自然環境保全、廃棄物の減量化などの意識を向上し、地域のことを考え、行動する人を増やす。 活動の輪を広げ、人と人をつなぐ、ネットワークづくり。	健康不安を引き起こさない良好な環境の確保。
04【社会保険】	健康づくりに主体的に取り組む個人、それを可能にする地域の支えあい。	
05【文化・交流・集客】	文化の担い手の育成。	地域資源に関する情報の収集と分析。 住民が地域文化をよく理解し、大切に思う。
06【消費生活】		「安全・安心」な生鮮食品を安定的に地域に供給する。
07【地域福祉】	地域住民、団体同士のつながりを深める取組み。	制度で対応できない狭間・谷間の課題を地域住民や専門機関、市が理解する。
08【生活支援】	地域社会全体で子どもを育てていく意識、貧困の連鎖の防止。	様々な理由によって人々が社会から排除されない社会。
09【障害者支援】	地域住民との関係が良好で、日常的な見守りや、身近な生活で困った時に支援してくれる。また、障害のある人も、ボランティア活動や地域活動に積極的に参加する。 専門的知識を有する職員確保、適切な療育を提供できる療育機関の確保。	障害の程度や種類に応じた適切なサービスの利用ができ、生きがいを持った生活が送れる。
10【高齢者支援】	高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、その地域の人々と助け合いながら暮らし暮らしていける社会。	介護が必要な状態となっても、その状態を維持・改善していけるような、適切な保健・医療・福祉サービスが総合的に提供できる。
11【地域保健】	地域で活動できる新たな人材の確保。	高齢者に対して保健・医療のサービスが受けられる。 市民が主体的に健康づくりに取り組む。
12【子ども・子育て支援】	組織・団体間のネットワークづくり。 地域で子育てを支援する意識の向上。	
13【青少年の健全育成】	将来の地域社会を担う人材を育てる。	身近な場所に青少年が安心して生活できる環境の確保。
14【産業振興】		
15【商業振興】		
16【企業立地】		
17【雇用対策】	働くことを通じて自らの人生を豊かにすると共に地域に貢献する。	雇用・就労に関する安心
18【住環境】	広い世代にわたる参加が進むような状況の創出。 活動への参加インセンティブの検討。	年齢や立場に関わらず住宅を確保できる。
19【安全空間の確保】	防犯・防災に向けた人と人とのつながり。	市民の安全を守るまちなみの形成。
20【都市機能】	長期的に維持管理できることを想定した整備。	良好な水環境の創造。 安全で良質な水道水
21【救急・防災】	防災・減災に向けた人と人とのつながり。	
22【地域の歴史】	市民・事業者等が行政との協働により地域の歴史を主体的に学び、そこで得た歴史情報や地域資源・歴史遺産等がまちづくりに活かされている。	
23【学校教育】	・地域が連携して子どもたちの教育に取り組み、地域における教育環境が充実している。 ・子どもたちが市民の一員として、自分たちの役割や責任を自覚している。	子どもたちが地域や学校で、安心して安全な環境の中で生活することができている。
24【生涯教育】	生涯学習を通じた人と人、人と地域のつながりづくり。	身近なスポーツを通じて、心身両面にわたる健康づくりに取り組み、地域のコミュニティの活性化と元気なまちづくりに市民が参加している。

現時点では、イメージをつかむための仮貼付。  
 今後、各論シートを元に作成する。

地域の資源をいかし、活力が生まれるまち	次の世代によりよい明日をつないでいくまち	掲載ページ
地域資源を通じし民間の交流の活発化。 地域資源保全・活用の担い手としての市民団体・地域団体の活躍。	市民とともに尼崎市の「よりよい明日」を考える。	99
		99
市民が尼崎の自然資源について認識を深め、保全・活用のための担い手を育てる。	コンパクトな都市構造の構築。	99
市民の健康を守ってきた地域資源。	社会保障費の適正化。	99
本市にしかない地域資源・特性を見つけ出す。		99
		99
様々な世代・主体による地域福祉の展開。	地域福祉の担い手の継承。	99
		99
	高齢化等地域社会の変化に即した障害者福祉。	99
		99
		99
子どもに関する地域活動がより活発化するように、活動に有益な情報等、提供する。 通常保育以外の延長保育、一時預かり、病児保育等の実施		99
		99
多彩な研究所や熟練された技術者の...	尼崎で培われてきた技術の伝承。	99
地域コミュニティの担い手としての商店街。		99
行政手続等の相談に対するワンストップサービス。 物件や企業意向などの情報の迅速な把握。		99
地域の資源を生かした仕事づくり。		99
多様な世代によるコミュニティの維持。 都市魅力の向上につなげる景観の創出。	良好な住宅ストックの形成。	99
	施設・設備等の計画的な改修・更新による負担の平準化。	99
臨海地域の魅力を市民に十分に知らせる。	計画的かつ効率的な改築・更新の実施。	99
		99
歴史や文化財に関する情報が様々な手段で発信されている。		99
		99
		99



## 5. 計画において重視する視点

この計画は、策定の趣旨で示したように、行政が施策として取り組むことを中心として、市民や事業者の皆さんができることなども含めてまとめたものですが、ここでは、行政として、人材や財源の制約がある中でも、この計画期間中に特に力を入れて取り組んでいく視点を、「重視する視点」としてまとめました。

### (1) 「ありたいまち」を考える視点

「人が育ち、支えあいながら、安定した暮らしの中で継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、一方で、まちの活力が暮らしを安定させ、人を育てていくということもいえます。そして、さらに、そのような状態を将来にわたって持続させていく」という考え方で構想の4つの「ありたいまち」は構成されています。

「ひとが輝き、いきいきと社会に参画し、そして、ひとが活躍する場となる地域の活力をつくっていく」、こうした考え方のもと、「ひとがそれぞれの能力を高めること、そして、その能力を生かす場があること、また、これらがまちの魅力や活力につながっていくこと」、このような状態をつくっていくことに取り組み、様々な立場の人がいきいきと暮らせるまちを築いていくことをめざします。

## (2) 計画において重視する視点

「ありたいまち」に近づいていくためには、各論で示したように、各施策において様々な取組を進めていくことが必要ですが、まちづくり基本計画の期間は、特に次のような取組に視点を置き、施策や事務事業の展開を図ります。

**(注)最終的に、施策マトリックスの縦軸を考慮してまとめます。**

### **1**人づくりと市民活動の振興を図る

～「人が育ち、互いに支えあうまち」に向けて～

地域ぐるみで子どもの育ちを支え、子どもの生きる力や学力の向上を図る。  
学校内外の資源を活用し、児童、生徒、学校、家庭をサポートする。

まちづくりに資する能力の養成・向上を図り、能力を地域活動や市民活動につなぐ。

人材育成に資する取組の整理、社会教育事業の再構成など

市民の社会参画の場、つながりの場の創出を支援する。

市民活動、地域コミュニティ活動の活性化を支援します。

地域での「つながり」をいかした防犯・防災・減災力の向上に資する取組を支援します。

### **2**市民の健康と就労をサポートする

～「健康、安全・安心を実感できるまち」に向けて～

市民が生涯を通して元気でいきいきと社会参画できるよう、ライフステージを通じた健康の維持・向上をサポートする。

生活習慣病の予防に取り組み、市民が生き生きとくらし、社会参画することを阻害する要因を早期に排除するとともに、これをきっかけとして市民の健康への意識高揚を図ります。

地域における雇用を意識し、尼崎の産業資源を活用した職業能力の養成支援や人材のマッチングに取り組む。

子どもや若年者の職業観の醸成を図るとともに、人材ニーズを考慮して、学びなおしや職業能力の向上をサポートします。

人材と産業のマッチングに取り組みます。

### **3 産業活力とまちの魅力を高める**

～「地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」に向けて～

産業構造の変化や経済活動のグローバル化に対応し、社会の新たなニーズに応える産業を支援する。

高付加価値産業、環境関連産業などの支援や立地誘導に取り組み、ものづくりを核とした産業の高付加価値化を図ります。

地域のニーズに応える事業活動や雇用の創出につながる事業活動を支援する。

高齢化や女性の社会参画が進む中で、地域において増大するニーズや新たに生じるニーズに応える取組を支援します。

公共的分野のサービスを担う取組や、地域において雇用の創出が見込まれる取組を支援します。

戦略的な情報の整理、構築、発信による「まちの魅力」の再発見、創出、向上を図る（シティプロモーション）。

地域資源や行政資源を洗い出すとともに、その価値を高める取組を進めます。

さまざまな資源を地域の魅力向上につながる情報へと編集するとともに、情報の属性にあわせてターゲットを絞り、市内外へ効果的に発信し、尼崎市の魅力を高めていきます。

### **4 都市の防災性や公共施設の機能を高め、市民生活を持続的に支える**

～「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」に向けて～

さまざまな活動の基盤となるまちの防災性を高める。

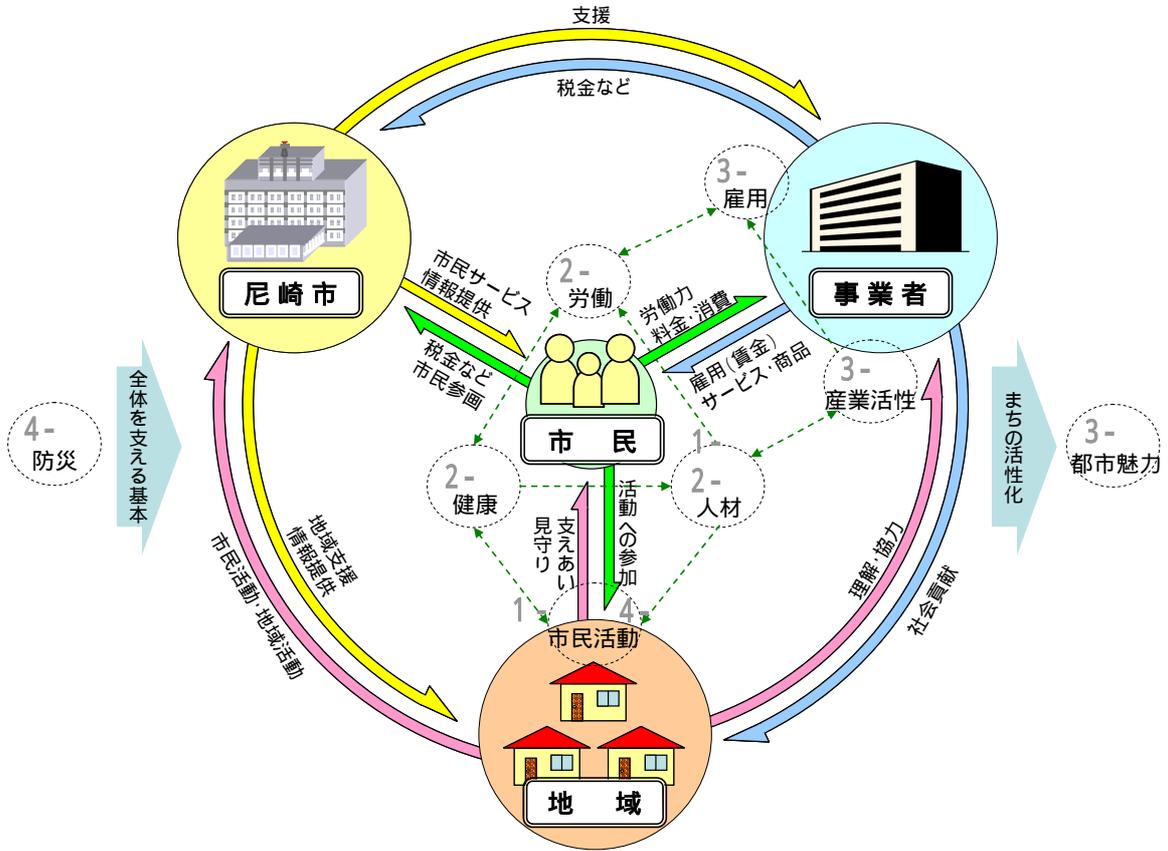
安全性・防災性・公共性の視点を優先し、公共施設の耐震化等を進めます。

公共施設の再配置と機能向上を図り、持続的・効果的・効率的に市民の活動を支える。

コストと便益の最適化を図る「ファシリティマネジメント」の考え方を踏まえ、施設の再配置に取り組み、維持管理コストの抑制を図るとともに、市民生活における機能や利便性の向上を図ります。

「重視する視点」とまちの発展に関するイメージ図（仮案）

（重視する視点のもとに取り組みを進めることで、各矢印（）を太くしていくことを意図。図を精査し、貼付する場合は説明文も記載する）



### (3) 重視する視点を踏まえた取組

#### 「重視する視点」の取り扱い

まちづくり基本計画の5年間の各年度において、重視する視点を考慮し、事務事業の選択や見直しを行い、効果的な施策展開を図ります。

#### 施策間の連携方策

施策体系マトリックスを参考に、「重視する視点」のそれぞれについて、特に関連の深い施策をまとめ、施策間の連携を図り、効率的・効果的な推進を図ります。

#### 「重視する視点」と計画の推進（P）

行政が仕事を進めるうえでは、それぞれの分野において、それぞれの目的を遂行することを意識しがちですが、「(1)ありたいまちを考える視点」を考慮すれば、施策間で十分に連携を図っていくことが必要です。

たとえば、人材を育成する部門（教育など）は、育った人材を活用する部門（産業部門や地域振興部門など）につないでいくこと、また、人材を活用する部門はどのような人材が求められているかを、人材を育成する部門に伝えていくことが重要です。このような点を意識していくことで、より効果的なまちづくりができます。

こうしたことから、「重視する視点」のもと、個々具体の取組を進めるに当たっては、次のことを意識し、施策間の連携を図ります。

- ・ 育ち（育て）  
ひとやささまざまな活動が育つ（育てる）こと。
- ・ つながり（つなぎ）  
育った（育てた）ひとやささまざまな活動が、それを生かせる「場」につながる（つなげる）こと。
- ・ 活躍する（活用する、発信する）  
つながった（つなげた）「場」で、活躍（活用）すること。  
つなげた情報を発信すること。

「育ち、つながり、活躍する。」という視点は、市民、事業者、行政のそれぞれに共通して大変重要なものですが、行政としてこの計画を推進していくに当たっては、特に意識していきたいと考えています

## 6. 自治体運営（P）

### 行政運営に関する柱書き（**行革大綱と整合させる**）

#### 記載項目案

- ・まちの構造改善の視点
- ・財政運営、行政改革の理念
- ・「ありたいまち」をめざすこと、特に「重視する視点」に取り組むことが、まちの構造を変えていくことにつながる。
- ・あらたな行革計画についても触れる（具体的な取組は計画に振る）
- ・以下の項目以外について必要な事項があれば、柱書きにおいてキーワードを盛り込む（公共施設等？）

### (1) 財政健全化の取組 **現時点では構想の記載を貼付**

#### 収入の向上に向けた取組

市民、事業者、行政が協力し、地域経済の活性化などに努め、まちの発展や収入の確保を図ります。

#### 財政規律の確保

行政として「ありたいまち」に向けて施策を展開する上でも、財政の収支均衡を図り、自治体として自律的な運営を維持します。

（収支見込についても触れる。）

#### 将来負担を見据えると同時に社会情勢の変化に備える取組

将来世代に過度の負担を転嫁することや、課題を先送りすることはできる限り避けるよう取り組みます。

### (2) 行政改革の取組

#### 仕事に取り組む視点・・・ **現時点では構想の記載を貼付**

「ありたいまち」の実現に向け、各論における「4. 各主体の役割」の記載をもとに、行政として、市民や事業者の力がより発揮されやすい環境をつくっていくことに取り組めます。

#### 行政組織

##### 記載項目案

- ・円滑な計画の推進が図られるよう、必要に応じ組織の見直しを行います。

## 職員の人材育成

### 記載項目案

- ・市民とともに考え、行動できる職員の育成に取り組みます。

### 行政情報の発信 現時点ではほぼ構想の記載を貼付

市民生活に必要な情報が、その情報を必要とする市民に伝わるよう、情報の属性にあわせた効果的な発信に努めます。

また、市政における課題や取組を共有できるよう、わかりやすい行政情報の発信に努めます。

### 市民の市政参画の促進 現時点では構想の記載を貼付

市政運営において、市民からの意見や評価を取り入れることに努め、市民の市政へ参画を進めます。

## 7. 計画の推進

まちづくり構想に掲げた「ありたいまち」に近づけていくためには、計画を推進していくなかで、社会情勢や市民意識などを踏まえ、施策の展開状況を絶えずチェックしていく必要があります。

そのためには、継続的に、各施策において「ありたいまちに向けて、事業が効果的に展開されているか」、また、「ありたいまちにより近づくためには何をしないといけないのか」と言った視点で取組状況の振り返りを行い、その結果に基づいて施策における事務事業展開の見直しを行う必要があります。また、人材や財源が限られる中で施策の重点化を図ることも必要です。

### (1) 各施策の進捗管理

進捗管理については、施策に対する行政の主観的な評価である「施策評価」と、施策に対する市民の客観的な評価である「市民意識調査」を組み合わせることなどにより、施策の実施状況の振り返りを行います。

なお、これらの結果を公表することによって、各施策の成果や課題を市民や事業者の皆さんと共有することに努め、まちづくりに生かしていきます。

#### ア 施策評価

各施策でどのような取り組みが行われ、市民生活にどのような効果があったか、また、どのような課題があるのかを振り返るために、毎年度、施策単位での評価を行います。

その結果をもとに、翌年度における施策の展開方向の確認を行うとともに、新規事業の立案や既存事業の改廃などの見直しに反映していくことにより、効果的・効率的な施策展開が図られるよう努めます。

#### イ 市民意識調査

各施策に関する市民の意識や行動、また、施策に対する「重要度」や「満足度」などを把握し、施策展開の参考としていくため、毎年度、市民意識調査を実施します。

事務事業評価と「市民による評価」の視点を加筆（「事業たな卸し」の実施を意図）

### (2) 施策の重点化等

ありたいまちに向け、全ての施策に資源を投入し、成果を向上させていくことが理想ですが、将来世代に過度の負担を転嫁しないためにも、財政的な制約を十分踏まえ、限られた資源を配分していく必要があります。

そうしたことから、毎年度の施策展開に当たっては、「施策評価」と「市民意識調査」の結果とともに、「5. 計画において重視する視点」や、緊急の対応を要する突発的な社会的課題などを踏まえ、総合的な視点から事務事業を選択していきます。

なお、公共施設などの社会基盤については、市民活動や経済活動など、さまざまな都市活動を支えるものであり、防災面でも重要な役割を果たすものですが、その維持・更新等に関する投資的事業については、事業単位で複数年度にわたる取組が必要なものが多くあります。

こうしたことから、これにかかる事業量の調整については、別途、複数年度（3ヵ年程度）を見通した計画を立て、一定の予算枠を確保するなかで、優先度の高いものから実施していくこととします。

## 8. 共通する基本的事項に関する考え方

### (1) 人口・交流人口 (P)

#### 記載項目案

- ・人口推移、推計人口、世帯推計（平成22年度国勢調査結果を基にした推計）
- ・総数より構成を重視
- ・まちの魅力の創出による交流人口の増
- ・基本計画に基づく取組を進めることで、結果的に人口構成のバランスの維持（高齢化の速度の緩和）や交流人口の増加を図ることを意図。

### (2) 土地利用 (P)

#### 記載項目案

- ・基本的な考え方
- ・用途別の考え方  
住宅地、工業地、住工複合地、商業・業務地、その他（公園・緑地、下線・水路、農地等）のそれぞれの用途地域の課題の改善や魅力の向上に向けた取組方向をまとめる。
- ・地域住民等による取組の視点  
地域住民や事業者による地域の課題解決や魅力の向上に資する取組を支援（地区計画等）し、地域魅力の創出を図る。
- ・具体は都市計画マスタープランの総論の検討状況を考慮し、まとめる。